

令和4年度第4回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和4年9月1日(木) 午前10時～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 安藤保信

委員 江崎弘 坪井兼俊 小塚勝好

(2) 事務局

書記長 堀尾政美

書記 井上武 森川泰成 戸谷将基

4 議題

選挙人名簿定時登録について

5 会議資料

議案第13号 選挙人名簿に登録する者を定めること

6 議事内容

書記：ただ今から令和4年度第4回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。初めに、委員長よりごあいさつをいたします。委員長よろしく願いいたします。

委員長：本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

また、先の参議院議員通常選挙におきましては、皆様のご協力のもと無事執行することができ、重ねてお礼を申し上げます。

本日の委員会の議題は、定時登録についての議案の1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上をもちまして、あいさつとさせていただきます。

書記：ありがとうございました。それでは、以降の議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長：本日の議題は1件です。議案第13号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について事務局に説明を求めます。

書記：議案第13号「選挙人名簿に登録する者を定めること」についてご説明します。令和4年9月1日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく

選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいかお伺いします。

(人数を資料により説明。選挙人名簿の抄本を回覧。)

委員長： 事務局から説明並びに名簿の回覧が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： 9月定時登録となっておりますが、実際に処理を行っている日はいつですか。

書記： 今回の場合は、8月30日に行っております。その日以降に死亡者等が出ると、選挙人名簿の人数を随時減らしますので、この場にある名簿は9月1日現在の選挙人名簿になります。また、今回の定時登録では、7月に参議院選挙を執行しましたので、参議院選挙の登録者から変更のあった数が反映されています。

委員長： それでは、議案第13号に関し、賛成者の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議題は終了となります。その他で何かありましたらお願いいたします。

書記： 事務局から報告をいたします。

議案第13号について本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。

また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。

最後に、次回の選挙管理委員会につきましては、12月1日(木)に開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。

書記： 事務局から選挙公営について報告いたします。

選挙公営制度は、お金のかからない選挙の実現、候補者間の選挙運動の機会均等、多様な人材の確保等を目的に、候補者の選挙運動費用に対して公費負担を行うものです。

本町では、令和2年12月に「豊山町議会議員及び豊山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」及び「豊山町議会議員及び豊山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程」を制定し、選挙公営制度を実施しています。

令和4年4月6日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、同日から施行されました。改正内容は、近年における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成に要する経費の公費負担限度額を引き上げるものです。

市町村の選挙公営制度は、国の選挙公営に準じて行うこととされているため、国の示した改正単価に基づき、「豊山町議会議員及び豊山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」及び「豊山町議会議員及び豊山町長の選挙に

おける選挙運動の公費負担に関する規程」の一部改正を行い、9月議会に議案を提出する予定となります。(改正内容を資料により説明。)

委員： 選挙運動用ポスターの中の525.06円と310,500円というのはそれぞれどういう金額なのでしょうか。

書記： 選挙公営の条例が、式にあてはめて1か所あたりのポスターの単価を算出するようになっています。具体的に言いますと、変動する部分と、固定費の部分があり、固定費の部分が改正前だと310,500円になります。変動費は改正前だと525.06円ですが、市町村によってポスター掲示場の数が異なるものですから、それによって変動するようになっています。ポスター掲示場の数が40か所だとすれば525.06円×40と変わってくるような積算式になりまして、豊山町の場合ですと35か所なので、その変動部分で525.06円×35となります。

委員： 掲示場に貼るポスターにしては金額が高いような気がします。

書記： 印刷費だけではなく、写真撮影などの経費も含まれておりますので、その一式費用になります。

委員長： 事務局の報告はこれで全て終わりですね。他には何かございますか。ないようですので、以上で本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、令和4年度第4回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

令和4年9月1日

委員長 安藤保信

委員 江崎弘

委員 坪井兼俊

委員 小塚勝好